

あすの会

ニュースレター

VOL.6 2001/4/25

犯罪被害者の会

〒100-8694

東京中央郵便局私書箱1646号

TEL : 03-5319-1773

FAX : 03-5319-1774

MAIL : higaisha@zeus.netspace.or.jp

URL : http://www3.netspace.or.jp/~higaisha

VOICE

犯罪被害者の権利を確立する21世紀に

幹事 本村 洋

2000年は、相次ぐ凶悪犯罪、少年犯罪と少年法、一連の警察不祥事事件、司法制度の在り方などが社会的に注目された年でした。そして、多くの犯罪被害者がその悲痛な叫びを繰り返した年でもありました。その結果、現行刑事司法下において犯罪被害者は何の権利も保障されず、その存在を置き去りにされていることが露呈し、司法及び公権力に対する世論の不信の高まりを受けて、国が犯罪被害者に関わる数々の法案を早急に制定しました。これらの新法制定・法改正により、私達犯罪被害者を取り巻く環境は一步前進しましたが、前号に宮園様が書かれているように、まだまだ十分ではありません。

最近私は「犯罪被害者の会」の存在意義について、考えてみました。皆様もご存知のことと思いますが「犯罪被害者

の会」では、活動目的の一つに「犯罪被害者の権利確立」を掲げています。さて「人権」という言葉を辞書で引きますと「人間には当然与えられるとされる権利」とあります。つまり、当会の活動とは「犯罪被害者には当然与えられるとされる権利を確立する戦い」なのです。そして、この権利は誰が保障すべきかと言いますと、それは国であり、社会全体です。

当会は、「犯罪被害者の人権」という新しい概念をこの日本に植付ける役割を担っているのです。そして「人権」とは言わば近代社会におけるルールですから、新しい社会ルールを作る活動であるとも言えるでしょう。

今後は、「犯罪被害者の権利」を具体的に国や社会へ提示し、実現出来るように共に手を携えて行きましょう。私達の掲げる権利には、多くの悲しみがあることを忘れずに。

~ INDEX ~

Voice 「犯罪被害者の権利を確立する21世紀に」	(1)
Topix 「犯罪被害者等給付金支給法の改正を中心とする警察の被害者対策の現状」	(2)
ボランティア研修会の受講を終えて	(3)
活動報告	(4)
法務大臣および内閣総理大臣に対する要望/要望書/決議	(5) ~ (6)
司法制度改革審議会に対する意見書/中間報告に対する意見書	(6) ~ (9)
被害者保護に関する法律改正の実際の運用状況/法律相談/法廷付添	(10)
東京地区・ミニ集会開催/犯罪被害者の会のためのチャリティ・コンサート	(11)
運営の基本・会計/On Air/あとがき	(12)

TOPIX

犯罪被害者等給付金支給法の改正を中心とする 警察の被害者対策の現状

警察庁犯罪被害者対策室長 安田 貴彦

警察は、最も多くの犯罪被害者と最も早い段階で接し、しかも極めて濃密に関わりを持つ公的機関です。警察は、従来から犯罪被害給付制度を運用してきたほか、平成8年には「被害者対策要綱」を制定して、全国警察を挙げて各部門にわたって被害者の方々の支援に取り組んで参りました。

しかし、地下鉄サリン事件等の無差別殺傷事件の発生等を契機に、被害者のおかれた悲惨な状況が広く認識されるに伴い、犯罪被害給付制度の拡充を始めとして、被害者に対して一層の支援を求める社会的機運が急速に高まって参りました。

警察庁では、こうした世論の高まりを受けて、従来運用面での改善を中心に取り組んできた被害者対策を更に充実させるため、法制度の整備を図るべく、一昨年から本格的な調査・研究を開始しました。昨年7月には有識者等による「犯罪被害者支援に関する検討会」を発足させ、同年12月、同検討会から今後の警察の被害者支援の在り方に関して提言をいただきました。これらを受け、警察庁では、犯罪被害給付制度の拡充とともに、被害者に対する援助の措置に関する規定の整備を盛り込んだ「犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律案」を策定し、本年2月9日に国会に上程され、4月6日に原案どおり可決・成立をみたところです。

同法の概要については、以下のとおりです(一部は今後政令等で規定の整備が行われます)。なお、1,2については本年7月1日から、3,4については来年4月1日から施行されます。

(1) 法律の題名及び目的の改正：法律の題名を「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」に改めるとともに、これまでの趣旨規定を目的規定に改めました。

(2) 犯罪被害給付制度の拡充：①1ヶ月以

上の加療及び14日以上入院を要する傷病を負った被害者に対して、3ヶ月間を限度として医療費の自己負担部分に相当する額を支給する(重傷病給付金の創設)とともに、遺族給付金についても同等の被害者負担額を合わせて支給することとしました。②障害給付金の支給対象となる障害の範囲を従来の4級までを14級まで拡大しました。③遺族給付金及び障害給付金の額を、最低額については物価上昇分、最高額については賃金上昇分を勘案してそれぞれ引き上げます。なお、これらの制度改正により、給付金の支給総額としては3倍程度に、支給対象被害者は7倍強に拡大していくことが見込まれています。

(3) 警察本部長等の援助措置に関する規定の新設：警察本部長等は犯罪被害の早期軽減に資するため、情報提供、助言及び指導、職員の派遣等の援助を行うように努めなければならないこととしました。

(4) 民間団体の活動の促進に関する規定の新設：公安委員会が直接的支援や相談等犯罪被害等の早期の軽減に資するための事業を行うことができる民間団体を指定することにより、民間団体による被害者支援、とりわけ「危機介入」といわれる早期の直接的な支援活動の促進を図ることとしました。

警察としては、今回の法改正で新たに盛り込まれた事項を積極的かつ適正に運用していくことはもちろん、民間の被害者援助団体の皆様とも一層連携を深め、また、ストーカー、家庭内暴力、児童虐待等の個別の被害類型に的確に対応した支援策を充実させるなど、今後とも組織を挙げて更にきめ細かな被害者支援に全力で取り組んでいくこととしています(「検討会」の提言や法改正の概要等を含む警察の被害者支援については、警察庁のホームページ http://www.npa.go.jp/police_i をご参照下さい)。

ボランティア研修会の受講を終えて

◇和田 宗春◇

(東京都議会議員厚生委員副委員長)

犯罪被害者ボランティア研修会は昨年9月29日を第1回として、今年2月20日で全12回を終えました。

私は2回欠席しましたが、10回出席できました。だいたい金曜日の夜6時からの講義でした。都議会の委員会は一般的に時間を予め定められませんので、その日に当たると欠席することになります。幸いなことに1回も委員会とは重ならず助かりました。

さて、講義は「トラウマから回復するために」を中心にすすめられて、レベルの高いものであったと思います。福祉論、犯罪心理学、民法、人権など多くの知識や経験の寄せ集めのような講義でした。何よりも毎回の終了後、お菓子・おにぎり・お茶などで感想・思いを語り合うことで仲間意識もできて和やかになりました。

現在進行中の裁判の実状を岡村弁護士が語ったりして、マスコミ報道とは異なる様子が判ったりしたものです。昨年暮れに襲われた女性を助けにいった刺殺された方のご遺族を弔問したのもこの講義のお陰です。そこでご遺族から、犯罪被害者の会のこと岡村弁護士のことを尋ねられ、それぞれ紹介できました。

また都政の場では、犯罪被害者対策費として12年度8500万円、13年度は1億8500万円の予算の獲得に努力させていただきました。こ

れからも微力ですが応援申し上げます。と思っています。

◇内村 和代◇

犯罪被害者の遺族であり、未解決のまま一日として心の癒されることのない日々のある日、新聞で「犯罪被害者の会設立」の記事を読み、設立総会に参加したのがこの会との出会いでした。

事件解決を願って過ごしていた日々の中で、被害者の遺族の立場のみに留まらず、自分の苦しみを支援して下さった方々への感謝を思う気持ちを今度は人のためにという形に表したいと考えられた時、この講座の開講でした。

回を重ねる毎に、講義内容も専門用語・法律に関することから、先進国と言われながら犯罪被害者への対応については驚く程遅れている日本の現状まで多岐にわたり、現実を知る事により、私の場合は自分から立ち上がって相互扶助も加味した中で、今後のボランティア活動を実践していきたいと考えるようになりました。

各講座の終了後、講師の先生や岡村先生に細部のご指導をいただいたり、受講者同士の意見交換が出来た事が、受講の功を奏したと感謝しています。具体的には、どんな方向でボランティア活動をしていったらよいのか、今後の課題かと思われま

す。当講座で地元千葉市内の方々との良い出会いがあり、今後も「あすの会」の会員としても、身近なところで支えあ

ってゆけそうです。色々ありがとうございました。

◇小番 恭子◇

被害者支援について基礎から学びたいと願っていた私は、研修会の案内がきた即日、受講申し込みをした。遠方からの参加だったため、濃霧や雪で飛行機が飛ばず、何時間も空港に拘束されたこともあったが、参加者の方々に労われ、親切にしてください続けられたと思っている。

諸沢教授の講義で衝撃を受けたのは、電話対応・相談を軽く考えてはならず、基本原則を学んでから自分の専門を生かすべきという点と、欧米では、電話対応で相手を傷つけた場合、訴訟になることもあるという点であった。水戸被害者支援センターでは、電話ひとつとっても厳しい訓練が続く旨を聞き、友人となった女性と、電話を通しての声や口調について随分話したものである。

受講を終えて一番印象に残るのは、「ボランティアとはお金を払って勉強し、無償でさせていただくもの」という言葉である。この言葉は、どこかに「してあげる」という気持ちがありはしないかと反省する材料になると思う。

今回は基礎の基礎を学んだに過ぎず、機会があれば次のステップを学びたい。そして、「出来ないかもしれない」という不安を抱きつつ、「自分に出来る何か」を見つけていきたい。

活動報告

月	日	活動者名	活動内容
2000	15	岡村	駒込警察において、警察官の在り方と犯罪被害者対策について講演
12	16	本村	大阪犯罪被害者相談室主催の講演会に出席、「被害者が必要とすること」をテーマに講演
	26	岡村・宮園	衆議院法務委員会筆頭幹事の杉浦正健自民党代議士の案内で、福田内閣官房長官と面談、内閣総理大臣宛ての要望書（5頁掲載）を手渡す。福田官房長官談、「重要な問題なので早速総理にお渡しする」
2001	19		・第8回ボランティア研修会
	1		・第9回ボランティア研修会
	28	岡村・幹事一同	・第10回幹事会開催
2	2		・第10回ボランティア研修会
	4		大阪で会員の集いを開催 犯罪被害者になって感じたことを話し合い、ビデオ鑑賞を行う
	10	本村	香川県警本部、香川県被害者支援連絡協議会主催のフォーラムに出席、『被害者の現状と必要な支援』のテーマで講演。パネルディスカッション「犯罪被害者支援 今、私たちにできること」に参加
	15		あすの会事務所において、弁護士の法律相談開始
	16		・第11回ボランティア研修会
	17	本村	熊本県警、熊本県犯罪被害者支援連絡協議会主催のシンポジウムに出席し、『犯罪被害者の置かれた現状等について』のテーマで講演。パネルディスカッション「犯罪被害者にとって必要な支援とは」に参加
	20		・第12回ボランティア研修会（最終回）
3	8	岡村	社団法人被害者支援都民センター、警察大学校警察対策研究センター共催の犯罪被害者支援シンポジウム～これからの被害者支援はどうあるべきか～にパネリストとして出席
	11	岡村・幹事一同	・第11回幹事会開催（ホームページのリニューアル、ボランティア登録者への対応等について意見交換）
	17	岡村	長野犯罪被害者支援センター主催の講演会に出席、『犯罪被害者の立場から見た裁判制度』のテーマで講演。翌日合同研修で大久保恵美子氏と「犯罪被害者を支援する側に求められるものは」のテーマでディスカッション
	18	林	大阪で犯罪被害者の会「関西の集い」として、被害者の抱える問題点、改正少年法等について勉強会開催
4	10		政府の司法制度改革審議会に、被害者の権利確立について検討するよう求める意見書（6頁掲載）を提出

※幹事会での議題、決定事項につきましては次号にてご報告いたします。

関係法令の制定、改正

4	1	被害者等による記録の閲覧謄写を認める少年法の一部改正法が施行
	5	飲酒など悪質な場合に最高で懲役10年を求める「危険運転致死傷処罰法案」が民主党の議員立法で衆議院に提出された
	13	犯罪被害者等給付金支給法の一部改正法が公布された（給付最高額、支給対象が拡大）

法務大臣および内閣総理大臣に対する要望

昨年10月11日、岡村、宮園、片山が保岡法務大臣に面会して、同年9月2日の大阪大会決議（資料2）と、その実現を求める要望書（資料1）を提出し、大臣と意見を交換しました。大臣は十分検討したいという答えでした。

また同年12月26日、岡村、宮園は杉浦正健代議士の案内で福田内閣官房長官を訪問し、決議文と内閣総理大臣宛の要望書を提

出し、その実現に向けて総理大臣の協力をお願いしました。年末の忙しいときでしたが官房長官は時間をとって、私たちの訴えを聞いてくださり、総理に取り次ぐとってくださいました。杉浦代議士のご協力に感謝します。

12月26日、岡村、宮園は、日本新聞協会、民間放送連盟、日本雑誌協会へも、同様に決議と要望書を提出しました。

(資料1)

平成12年12月26日

内閣総理大臣 森 喜 朗 様

犯罪被害者の会

要 望 書

犯罪被害者は、被害の当事者であるにもかかわらず、刑事司法上なんの権利もなく、少数の者だけが犯罪被害者等給付金支給法による給付金を受けるだけでどこからも支援はなく、経済的、精神的に苦しみ続けてきました。偏見と好奇の目のもと声さえ出すこともできなかつたのです。犯罪加害者の権利が十分に保障され、国選弁護制度をはじめ医療、生活面で保護されていることに比すると、犯罪被害者の惨状はあまりに不公正といわざるをえません。

私たち犯罪被害者はもはや現状に耐えられず、今年1月23日、犯罪被害者の会を設立し、被害者の実状を社会に訴えるとともに、犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求めてまいりました。

近時ようやく犯罪被害者問題が取り上げられ、いわゆる犯罪被害者保護法なども制定されましたが、被害者保護の点からは、まだまだ不十分といわざるを得ません。

このような状況の中で、私たちは9月3日大阪で第2回シンポジウム「犯罪被害者は訴える」を開催するとともに大会を開き、別紙の通りの決議をいたしました。

犯罪被害者の当面する問題は数多くありますが、その中で緊急を要する、医療問題、マスコミによるプライバシー侵害、出所情報開示を含む安全施策は次の三点について決議したものです。

何とぞ犯罪被害者にご理解を賜り、決議内容の実現についてご尽力下さいますよう、要望する次第でございます。

(資料2)

決 議

1. 犯罪被害者は、身体や精神に重大な傷害を受け、長期の治療、リハビリ、カウンセリングを余儀なくされています。自ら医療機関を探さなければならず、医療、介護の費用などは原則として自己負担で、十分な医療を受けることが困難な状況にあります。

犯罪の加害者に対しては、国の施設で、国費によって医療、介護を受けさせるため、年間数十億円の予算が使われている現状と比較してみても、犯罪被害者に対する扱いは著しく公正さを欠くものといわざるをえません。

私たちは、国、自治体、医療関係者に対して、犯罪被害者が安心して治療に専念できるよう、制度改革を要望します。

2. 犯罪の事件報道の過熱ぶりは目に余るものがあります。被害者は尊厳を傷つけられ、日常生活にも支障を来しております。

私たちは、報道機関に対して、取材や報道に当たっては、被害者の生活の平穏およびプライバシーを尊重するよう要望します。

3. 犯罪被害者は、矯正施設を出所した加害者に報復されることがあり、不安に怯えております。

国は、加害者の更生およびプライバシーの保護のためという理由で、出所情報を被害者に提供しません。

私たちは、再被害を防止し、安全を確保するため、犯罪被害者に出所情報を提供するとともに、国、自治体に対して、被害者の安全を保障する施策をとることを要望します。

上記のとおり決議いたします。

2000年9月3日

犯罪被害者の会（大阪大会）

司法制度改革審議会に対する意見書

司法制度改革審議会では、21世紀の司法はどうあるべきかについての最終的な議論がなされています。昨年10月に発表された中間報告をみますと、加害者に対しては国選弁護をされに始めて、刑事事件では捜査段階（被疑者）から公費による弁護人を、また少年事件では公費による付添人を付けるべきだとの見解が出されております。しかし被害者については、被害者保護の諸施策がなされつつあることは歓迎すべきことだと、他人ごとのようにいうだけで、被害者の権利を認めようとはしません。相変わらず、加害

者の権利一辺倒です。被害者に一切権利を認めない今の法律制度を21世紀も踏襲しようとしています。これは世界の流れに逆らうものです。

そこで、犯罪被害者の会では、本年4月10日、司法制度改革審議会に対して、次のような意見書（資料3）を提出しました。6月に最終結論が出るそうですが、この意見書が生かされるよう願っています。

この意見書は、警察庁、日弁連、各政党に送りました。

（資料3）

平成13年4月10日

司法制度改革審議会座長 佐藤幸治 様
犯罪被害者の会代表幹事 岡村勲（弁護士）

中間報告に対する意見

I わが国の刑事司法は、犯罪被害者に何の権利も与えず、刑事手続きから排除している。刑事司法は社会秩序維持という公益を図るために行われるもので、犯罪被害者の利益を目的とするものではなく、犯罪被害者は反射的利益を受けるに過ぎないというのが、最高裁の判決である（最高裁平成2. 2. 20判決）。犯罪被害者には民事手続によって加害者の責任を追及する以外に被害回復の手段はないのだが、民事訴訟を提起したとしても、費用と時間と労力を要し、勝訴判決を得ても加害者が無資力であることが多く、ほとんど実効はない。結局犯罪被害者は民事・刑事いずれからも保護救済を受けられないことになり、司法不信に陥っている。

世界に目を転じると、民事・刑事を峻別して犯罪被害者救済を困難にしたことを反省し、それぞれの手続きのなかで、可能な限り犯罪被害者の保護救済を図ろうとするのが潮流になってい

る。例えばアメリカの多くの州や韓国では憲法に犯罪被害者の権利を規定しているが、被害者憲章や法律で、刑事手続のなかで犯罪被害者の保護救済を図っている国も多い。ドイツ、フランスは法律に詳細な規定を置いている。国連犯罪被害者人権宣言も刑事手続のなかで被害回復を図る制度の検討を各地に求めているのである。

Ⅱ 司法制度改革審議会（以下審議会という）は、昨年10月中間報告を発表したが、犯罪被害者の刑事司法上の地位、権利、救済については、「わが国の刑事司法においては、従来、被害者の権利保護という視点が乏しかった面があるが、近時、この問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せ、被害者やその遺族に対する一層の配慮と保護の必要性が改めて認識され、そのための諸施策が講じられつつある（犯罪被害者対策関係省庁連絡会議の設置、いわゆる犯罪被害者保護に関する二法の成立など）。刑事手続の中で被害者等の保護・救済に十分な配慮をしていくことは、刑事司法に対する国民の信頼を得る上でも重要であり、こうした取り組みは歓迎されるべきことで、今後も一層の充実を図っていくことが必要である。そして、この問題に関しては、刑事司法の分野にとどまらず、被害者等への精神的、経済的ケアも含めて、幅広く社会的な支援体制の整備が必要となる」と記載するだけで（24頁、25頁）、何の具体策も示していない。しかも犯罪加害者の更正改善と同じ箇所と並列的に述べられているところからみても、犯罪被害者に権利を与えないようとする意欲が感じられない。

「この国のかたち」を論じ、21世紀におけるわが国の司法の果たすべき役割を明らかにするという審議会が、どうして犯罪被害者の権利について具体的提案をしないのか。憲法や刑事訴訟法で多くの権利が与えられている加害者に対しては、被疑者段階や少年審判における公的費用による弁護人・付添人の選任権など、権利の拡大について積極的な提案がなされているだけに、審議会の犯罪被害者に対する消極的姿勢が目立つのである。

審議会は、刑事訴訟を国家対加害者の関係でのみとらえて、犯罪被害者には証人参考人としての義務だけを強要する現行刑事訴訟の構造を維持するつもりのようなようであるが、これでは国民の期待する21世紀の刑事司法は生まれえない。21世紀の刑事司法は、最高裁判決のように犯罪被害者を公のなかに埋没させるものではなく、犯罪被害者の法的地位と権利を認めて、刑事手続に関与させるものでなければならない。

Ⅲ 以上の観点から、犯罪被害者の権利について具体的審議がなされるべきである。

(1) 刑事司法の本質—刑事司法は誰のためにあるか

刑事司法の本質についての議論が必要である。前掲最高裁判決のとおりであるならば、犯罪被害者から奪った反撃権（復讐権）の代償は何なのか。事件の当事者であり被侵害法益の主体である犯罪被害者が捜査・裁判に強い関心を持つことは当然であり、犯罪被害者の立ち直りのためには適正な刑罰が欠かせない。刑罰は犯罪被害者の利益のためにも存在しなければならない。そうでなければ、犯罪被害者が捜査・公判に協力しなければならない理由はない。刑事司法は、国対加害者、国対犯罪被害者、犯罪被害者対加害者の関係でとらえるべきではないか。誰のための、何のための刑事司法なのか、その本質について議論がなされなければならない。

(2) 検察官の起訴独占主義と起訴便宜主義、被害者訴追

中間報告は、検察官の起訴独占、起訴裁量権について、全国統一かつ公平な公訴権の行使を確保し、個々の被疑者の事情に応じた具体的妥当性のある処置を可能にするものとして、現行制度を無条件の肯定する（28頁）。

しかし現実には訴追すべき事件で不起訴とされるケースが多く存在する。起訴独占主義の再検討が必要である。

フランスでは検察官とともに犯罪被害者も訴追権を持つ。ドイツでは軽罪については原則として犯罪被害者だけが訴追権を持ち、重罪については検察官だけが訴追権を持つが、起訴法定主義を採用して恣意的な不起訴処分を防いでいる。イギリスでは私人訴追が原則であり、アメリカには、大陪審の制度がある。

公訴権は全国的に統一かつ公平に行使されなければならないというが、公訴権は国に対する刑罰請求権であって刑罰そのものではないから、地域的、政策的要請によって行使に変化

があっても差し支えないのではないか。

検察官の不当な不起訴処分に備えて被害者訴追も検討すべきではないか。場合によっては、準起訴手続、不審判手続の利用も考えられる。

(3) 検察審査会

中間報告書は、検察官の訴追裁量の弊害を防ぐために、検察審査会の議決に一定の拘束力を持たせることを提案しているが、これは歓迎すべきことである。しかし検察審査会を国民の司法参加、民意反映の機関としてだけとらえているのは問題である。犯罪被害者が検察審査会へ審査申し立てをするのは、訴追を求めていることであって、民意の反映を求めているのではない。審査会の議決に民意が反映されることは事実であるとしても、あくまでも犯罪被害者の権利保護の観点から検察審査会制度を考えるべきである。この観点に立てば、犯罪被害者は、意見書や資料を提出するだけでなく、検察審査会において意見を述べる権利、その前提として捜査記録を閲覧する権利も保障されなければならない。議決に拘束力を持たせたとしても、不起訴処分をした検察は公判に熱が入らないことも予想される。ここでも私人訴追、準起訴手続、付審判の制度を考えるべきではないか。

中間報告は、「起訴、訴訟追行の主体等についても検討すべきである」としているが(30頁)、これはどういう意味か。被害者訴追を認めるというのであろうか。

(4) 訴訟参加

前述のように、フランス、ドイツでは犯罪被害者に刑事訴訟参加権があり、ドイツでは犯罪被害者に裁判官に対する忌避権、裁判長の命令・質問に対する異議権・証拠申請権・質問権・意見陳述権まで認められている。

検察官が事件のすべてを知っているわけではない。犯罪にもっとも関わりを持つ犯罪被害者及びその代理人を刑事手続に参加させ、検察官とともに事案の真相の解明に当たらせるべきはないか。

犯罪被害者が参加すると、応報的になって刑が重くなると心配する向きもある。それでは民事訴訟はどうか。原告は犯罪被害者、被告は加害者だが、応報的な巨額の損害賠償判決が出たという批判は聞かない。刑事裁判も民事裁判官同様厳正公平なはずである。

犯罪被害者参加によって重刑になったとするならば、参加しないときの刑が軽すぎただけのことである。

(5) 捜査記録の開示

犯罪被害者は事件の詳細について知る権利があるが、その情報は捜査記録の中にある。すべての捜査記録が法廷に提出されるわけではない。悪用したり、捜査に影響を及ぼしたりしない限り、犯罪被害者に捜査記録を閲覧・謄写させるべきである。

不起訴事件の記録についても同様である。特に起訴されれば当然公判で提出されたであろう査記録まで閲覧・謄写させないのは、不当である。

(6) 付帯私訴

前述のように、刑事・民事それぞれの手続きで可能な限り犯罪被害者の保護救済を行おうとするのが世界的流れである。英米法系では刑事手続きのなかで弁償命令・賠償命令を出し、これが罰金刑と併存するときは、賠償命令・弁償命令を優先させるなどして犯罪被害者の保護を図っている。ドイツ、フランスでは付帯私訴制度がある。この制度はわが国でも旧刑事訴訟法時代には存在した。訴訟印紙は不要であり、民事・刑事の裁判体が同一であるから、証拠も共用でき、訴訟経済上も利益がある。旧刑事訴訟時代には付帯私訴の利用は少なかったと言われているが、権利意識の低調な時代のことであるから、今日と同一に論ずることはできない。この制度の復活を検討する必要がある。

(7) 和解条項の不履行

「確実に分割で払うから」と弁護人に懇請されて和解をしたが、執行猶予がつくと払わないケースも相当にある。こういう目にあった犯罪被害者は「裁判は嘘の約束で空回りしている」と弁護人、検察官、裁判官を痛烈に批判し、司法にたいして敵意を抱いている。司法が国民の信頼を得るためには、債務履行しない加害者には、執行猶予取り消しのペナルティ

一を課すべきではないか。仮出獄についても同様である。特に和解条項を公判調書に記載すると、債務履行は確実のように犯罪被害者は思うから、不履行になると裁判所不信を抱くだろう。

(8) 加害者情報

武装権の認められない犯罪被害者が、出所した加害者からの再被害を避けるためには、加害者と接触しないようにする以外にない。そのためには出所期日や帰住先など加害者に関する情報が与えられなければならない。加害者のプライバシー保護のためと称して情報提供をいやがる向きもあるが、加害者のプライバシーよりも犯罪被害者の安全が重要であることは、論をまたない。特に最高裁判決のいうように、刑事裁判が犯罪被害者のためでなく、公のために行われるのであるならば、犯罪被害者がお礼参りされることは筋違いの話だから、一層犯罪被害者を保護しなければならないことになる。外国では、犯罪被害者、地域住民、団体にこの情報を提供して再被害の防止に努めているところがある。

(9) 国費による犯罪被害者弁護士（代理人）制度の創設

犯罪被害者には法的知識に乏しい者が多い。事件の進展予想、警察、検察との折衝、傍聴券の確保と付き添い、裁判の説明、記録の閲覧謄写、証言や意見陳述の補佐、マスコミからのプライバシーの保護などに弁護士の支援が必要である。特に裁判は、傍聴席にいても専門家の解説がなければ理解できない。

加害者に国選弁護士制度がある以上、犯罪被害者にも公費による弁護士（代理人）制度を検討すべきである。

(10) その他

不起訴処分についての犯罪被害者の事前意見聴取
 犯罪被害者傍聴席の設置（検察官の横に座らせる）
 犯罪被害者への起訴状、判決等書類の送達
 公判期日指定に関する被害者の意見聴取
 公判傍聴をする被害者を有給休暇扱いにする制度
 犯罪被害者に対する法廷付き添い
 保釈、仮出獄についての犯罪被害者の意見聴取
 など、検討すべき多くの問題がある。

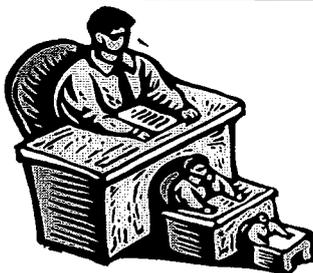
IV 犯罪加害者よりも犯罪被害者を手厚く遇すべきだとするのが世間一般の常識であるが、法曹の世界では、これが逆転している。いわゆる犯罪被害者等保護法の成立や行政の諸施策もあってようやく犯罪被害者保護が動き出しつつあるが、いずれも犯罪被害者等に対する配慮や恩恵であって、権利を与えるものではない。

犯罪被害者等給付金支給法の改正により給付金は増額されるが、国選弁護報酬をはじめ加害者に支出される費用に比較すると、遙かに低額ある。

犯罪被害者は、司法、行政における犯罪被害者に対する処遇に大きな不満、不信を抱いている。捜査、公判中の二次被害もあって、司法に対する敵意さえ抱いている者もいる。

国民に支持される司法をつくるために、審議会でも更なる検討がなされるよう意見を申し述べる。

以上



被害者保護に関する法律改正の 実際の運用状況

平成12年5月に犯罪被害者保護に関して一連の法律改正が行われました(ニューズレター第3号の解説記事参照)。すなわち、刑事訴訟法第292条の2で被害者等の意見の陳述が認められたり、犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第2条で、公判手続傍聴に対する配慮が規定されました。

しかし、改正の実施状況には各地毎に大分バラツキがあるようです。これらの権利行使について、検察から説明やアドバイスのある地区、被害者が申し出ないかぎり放置される地区など違いがあります。意見陳述についても、書類提出を求められるか、控訴審でも陳述できるかなど、取り扱いが区々のようです。また、公判手続傍聴については、優先傍聴券の枚数・指定場所などでもいろいろな取り扱いがあるようです。

ついでには、当会では「刑事手続きを経験した被害者の実態」に関し、今回のニューズレターにてアンケートを行うことを予定しています。法律改正前のお話でも構いません。現在継続中の案件か否かも問いません。みなさんのご協力をお願いいたします。

これらのひとつひとつについて、具体的に被害者の権利の拡充に努めていくことが大事だと考えています。

◆ 法律相談 ◆

弁護士による無料の電話相談を始めました。

日時は下記のとおりです。

生命・身体に対する犯罪被害にあった方及びそのご家族でお困りの方は、お気軽にお電話ください。お待ちしております。

- ・ 毎週木曜日
- ・ PM1:00～4:00
- ・ TEL 03-5319-1773

〈あすの会事務局〉



◆ 法廷付添 ◆

被害者が裁判傍聴することは、事件を思い出し、とてもつらいことです。外国では、ボランティアが付き添って法廷へ行く制度があります。被害者はとても心強いそうです。

そこで、当会もこの付き添い制度を始めることにしました。付添人(サポーター)は、当会が依頼したボランティア・会員の人達です。

初めは東京・千葉・浦和・横浜の裁判所からスタートする予定ですが、付添人の日程・人数等の調整がつかない場合にはご要望に添えない可能性もあります。あらかじめご容赦ください。

現在、裁判が進行している方や新たに裁判が始まる方で付き添いを希望される方は、事務局までご連絡ください。その際、入会申込書にご記入いただいた内容と重複する、以下の点についてお聞きすることになりますので、お手元に資料等をご用意ください。

- 犯罪被害者名
- 主な縁故者と被害者の関係
- 被告人名
- 裁判所名・公判係属部
- 前回の公判日(傍聴券必要の有無)
- 次回の公判期日
- 付添を希望する者への希望(年齢等)
- 起訴状のコピー納付の可否

※ご不明な点は、お気軽に事務局までご連絡ください。

東京地区・ミニ集会開催！

ご近所の「犯罪被害者の会」会員が、気楽に集まり、悩みを語り合ったり情報を交換しあえる場を持ちたい、という希望が数多く寄せられております。

そこで、下記の通り「ミニ集会」を催すことにしました。当会会員の東京・千葉・神奈川・埼玉在住の方で御希望のかたは5月15日までに、事務局まで申し込んで下さい。満員になり次第締め切ります。皆様のご来訪をお待ちしております。

日時：平成13年5月26日（土）
14：00 ～ 16：00

場所：東京都千代田区飯田橋3-10-3
シニアワーク東京8階

- JR飯田橋駅下車 徒歩7分
- JR水道橋駅下車 徒歩7分
- 地下鉄飯田橋駅下車 徒歩5分
- 東西線A5出口・有楽町線、南北線A2出口
- 地下鉄九段下駅下車 徒歩10分

会費：会場費として一人千円（当日徴収）

人数：20～30人程度

周辺地図



犯罪被害者の会のための ♪ チャリティーコンサート ♪

東京オペラ・プロデュース様よりコンサートのお誘いです。終演後に、出演者とのワインパーティーもあります（無料）。

皆さんお誘い合わせの上、どうぞご参加下さい。

月日：2001年5月30日（水）
開演：午後7時（開場：午後6時30分）
場所：霞ヶ関ビル1F プラザ・ホール
銀座線 虎ノ門駅 5出口 3分
千代田・日比谷線 霞ヶ関駅 A3出口 5分
入場料：3,000円（全席自由）

PLAZA HALL CONCERT 3つのロメオとジュリエット

～曲目～

- カプレッティ家とモンテッキ家（ベッリーニ）
- ロメオとジュリエット（グノー）
- ウェストサイド物語（バーンスタイン）

～出演～

- 三崎今日子（ソプラノ）
- 森 陽子（ソプラノ）
- 森下 奈美（ソプラノ）
- 小野さおり（ソプラノ）
- 青地 英幸（テノール）
- 三塚 至（バリトン）

司会：池田 卓夫
ピアノ：飯坂 純
監修：松尾 洋



<チケット予約・問い合わせ>

東京オペラ・プロデュース
〒173-0026 東京都板橋区中丸町31-7
tel&Fax 03-3530-5181
または、当会事務局まで

主催：東京オペラ・プロデュース
後援：三井不動産㈱
霞ヶ関 PLAZA CONCERT
（オフィスボランティア）
㈱エム・エフビルマネジメント
㈱キャニー

運営の基本

【会員】

会員は、生命・身体に関わる犯罪被害者及びその近親者で、当会に入会申込書を提出し、幹事会が認めた者に限ります。

【ボランティア】

登録ボランティアには、必要に応じて各種応援をしていただきます。

【報道】

当会の活動は、マスコミを通して積極的に報道してもらいますが、プライバシーは十分守ります。会員の希望により、匿名・映像カット等の措置をとります。

また、会員の承諾なしに階の知り得た情報は漏らしません。

プライバシーの保護には、十分留意いたします。

会計

当会は、会員から会費を徴収しておりません。もちろん、郵送料・通信費等の諸経費は必要となりますが、今のところ、これらは有志の方々の寄付金で賄っております。

当会発足後、約15ヶ月、多数の方々からご寄付をいただきました。厚く御礼申し上げます。

会の発展に伴って、経費も増加する見込みにつき、お志おありの方々には今後もお支援をお願いいたします。郵便振替口座は下記の通りです。

口座番号: 00170-6-100069
加入者名: 犯罪被害者の会

訂正 第5号

前号の内容に誤りがありました。お詫びして訂正します。

◎研修会について (1頁)
1月12日→1月19日

◎臨時のご寄付 (2頁)
読売新聞→読売テレビ

ON AIR!

放送による人権問題を取り上げた番組に、代表幹事・岡村勲が参加しております。

お時間のある方、是非ご覧ください。

<放送日時>

5月11日(金)

23:00~25:10

NHK教育テレビ

金曜フォーラム

「規制と自立

放送と人権を考える」

= お便り募集 =

リニューアルしたニューズレターはいかがでしたか?

皆さんからの感想・ご意見を募集します。今後、取り上げて欲しいテーマや周知したい話題などでも結構です。

お便りをお待ちしています。

<宛先>

〒100-8694

東京中央郵便局私書箱 1646 号

あすの会事務局・NL係

あどがき

21世紀を迎えて、あっという間に4ヶ月が過ぎました。皆さんいかがお過ごしでしょうか? 少し前までコートを着ていたはずが、もう桜も散って、我が家では今年めずらしくオレンジ色のつつじが花を咲かせました。季節が変わるのは早いものだと思感しています。

さて、ニューズレターの担当が今回から変わりました。無理なお願いをしたりご迷惑をおかけしたり、沢山の方に助けていただきながらやっと発行にこぎつけました。原稿執筆を快く受けてくださった安田様、感想文を寄せていただいたボランティア講習受講生の皆さん、当会のためにコンサートを企画してくださった東京オペラ・プロデュースの方々、心より御礼申し上げます。本当にありがとうございました。(は)